

2024(令和6)年度 部局マニフェスト
～私たちの組織使命と目標～

部局名	建設部
役 職	部長
氏 名	岩野 庄司
連絡先	0595-22-9722(内線2640)



業績目標の標語(指導者評価)
目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)
目標としていた達成水準に到達した(100%)
わずかに目標の達成水準に達しなかった(90%以上100%未満)
目標の達成水準には届かなかった(60%以上90%未満)
目標の達成水準までは遠い結果となった(60%未満)
目標達成のための取り組みが見られなかった

業績目標	表題	現状や課題	達成水準 (どこまでできれば達成したといえるか)	達成状況 (自己評価)	理由
◎部局目標1	関連の施策・基本事業No. 2-1・③	〈これまでの経緯〉 令和2年度より緊急浚渫推進事業債の活用により、浚渫工事を実施してきた。 〈取り組む目的〉 気候変動等による浸水被害等を防ぐため、緊急的に河川の堆積土砂を撤去する。 〈現状分析〉 浚渫予定河川の47河川のうち、37河川(※複数計上有り)を実施してきた。 浚渫により河川の断面が確保され越水の危険性が大幅に軽減できている。 〈課題〉 令和6年度が最終年度となるため、令和7年度以降の財源確保が課題となる。	〈目標数値〉 13河川の浚渫工事を実施する。 〈達成された状態〉 河川の浚渫により適正な河川管理を行うことで、安心して安全な市民生活が確保できる。 〈手段・工程〉 地域要望箇所に優先順位を付け、緊急浚渫推進事業債を財源に事業を進める。	▶	
◎部局目標2	関連の施策・基本事業No. 4-1・①	〈現在の状態〉 2022(令和4)年度に見直した「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」並びに「伊賀市立地適正化計画」の周知を行い、宅建業者に対して認知度アンケート調査を実施した結果、全ての宅建業者から認知しているという結果を得た。 〈課題〉 制度自体については概ね理解されているが、特に保全区域等の既存建築物の用途変更について、未だ多くの宅建業者が運用面等の詳細について認知されていない部分があり、理解を深める必要がある。	〈達成目標〉 既存建築物の用途変更については、新たな都市基盤整備や周辺環境に影響がないもの限り「保全区域」等の区域であっても「既存集落及びその周辺区域」と同程度の規制となっていることを70%以上の宅建業者が認知している。 〈目標が達成した状態〉 市都市マスタープランに掲げる将来都市構造への誘導が促進される。 〈手段〉 引き続き窓口や電話による問い合わせにおいて周知を継続する。また、ログフォームを活用し、既存建築物の用途変更に関する疑問点を把握し、その解消方法の提案を行い、宅建業者へのアンケート調査により認知度を把握する。	▶	

◎部局目標3	関連の施策・基本事業No. 4-1・②				
伊賀市都市マスタープランに掲げる「伊賀流多核連携型の都市構想」を基本に、住み続けられ他地域からも選ばれる都市の姿を目指します。	良好な景観形成に向けた制度設計	〈現在の状態〉 「伊賀市中心市街地活性化基本計画」、「伊賀市歴史的風致維持向上計画」、「伊賀市景観計画」等それぞれの計画が連携できる体制を構築するため、伊賀市20世紀遺産のまちづくり検討会議を設置する要綱を定めた。 〈課題〉 生活様式の変化から、景観形成基準に不適合となる事案の発生や商工団体から要望が出されており、景観形成に向けた制度を見直す必要がある。	〈達成目標〉 ・検討会議を重ねて、課題等を整理し、各種計画との整合を図る。 ・次年度(令和7年度)に着手予定の景観計画見直し業務の仕様を固める。 〈目標が達成した状態〉 ・「日本の20世紀遺産20選」との融合が図られた新しい城下町におけるまちづくりのエリアが絞り込まれ、当該エリアにおける景観計画の課題が整理できている。 〈手段〉 ・伊賀市20世紀遺産のまちづくり検討会議を3回以上実施して、必要な調査検討等を行う。 ・景観審議会の専門部会を開催して、景観計画や景観形成基準の見直し範囲やスケジュールの検討を行い、伊賀市景観審議会で承認を得る。	▶	
◎部局目標4	関連の施策・基本事業No. 4-2・①				
市民が安心して暮らせる街づくりを目指します	木造住宅等の耐震化	〈これまでの経緯〉 国・県・市の補助制度の活用により耐震化を促進してきた。 〈取り組む目的〉 木造住宅等の耐震化を推進する。 〈現状分析〉 毎年継続して木造住宅の耐震診断・耐震補強(リフォーム共)等補助制度の活用を行っている。 〈課題〉 継続的な耐震化の普及啓発	〈目標数値〉 木造住宅耐震診断について、年度内35件を上回ることとする。 〈達成された状態〉 市民が住まいで安心して暮らせるまちづくりを実現する。 〈手段・工程〉 年2回の戸別訪問や市発信の広報活動(ホームページ、広報紙、パネル展示等)を継続して実施する。	▶	

◎部局目標5	関連の施策・基本事業No	4-2・②			
市民が安心して暮らせる街づくりを目指します	市営住宅の改善	〈これまでの経緯〉 ①市営住宅の連帯保証人規定を緩和した。 ②国交付金を活用した営繕工事を計画的に実施してきた。 ③用途廃止対象団地の用途廃止を計画的に実施してきた。 〈取り組む目的〉 ①連帯保証人を廃止した場合の既入居者の連帯保証人の取り扱いについての検討が必要となる。 ②市営住宅の継続的な維持保全を行う。 ③伊賀市公共施設最適化計画における集約化を実施する。 〈現状分析〉 ①単身高齢者等の住宅確保困難者の新規入居の設定や連帯保証人規定の廃止が必要とされている。 ②営繕工事を計画的に実施している。 ③用途廃止を計画に行うため、用途廃止対象住宅の移転補償を行っている。 〈課題〉 ①連帯保証人を廃止した場合の既入居者の連帯保証人の取り扱いについての検討が必要となる。 ②老朽化に伴い、市営住宅の修繕費が年々増加している。 ③伊賀市公営住宅等長寿命化計画の見直しが必要である。 (最適化計画との整合)	〈目標数値〉 ①新規募集時の同居親族要件を見直し、単身高齢者等の新規募集を可能とする。 ①連帯保証人の規定を廃止するための条例改正を行う。 ②国交付金工事の防水工事(2棟)を完成する。 ③今後の市営住宅の管理方針を定める。 〈達成された状態〉 ①住宅確保困難者の入居がより円滑にできる。 ②入居者の安心安全な居住が確保される。 ③市営住宅の集約等により適切な入居者管理を行うことができる。 〈手段・工程〉 ①伊賀市営住宅管理条例の改正を行う。 ②修繕工事の早期発注を行い、迅速かつ確実に年度内工事を実施する。 ③庁内検討会議等の開催を行い、関係部署との情報共有と課題の整理を行う。 ④改良住宅入居者調査の精査を行う。		

◎部局目標6		関連の施策・基本事業No	—	(これまでの経緯)	(目標数値)
市民が安心して暮らせる街づくりを目指します。	伊賀市空き家等対策計画の推進及び進捗管理			人口減少及び都市部集中による空き家の増加に対して ①平成28年度から空き家バンクの運営を行うことで空き家の流通促進を行っている。 ②空き家対策総合支援事業では特定空家への指定などにより利活用不能な空き家の適正管理及び撤去に対する指導を行っている。 ③古民家等再生活用事業では中心市街地に古民家を活用したホテルの開業を支援することでにぎわいの創出に向けた事業推進を行っている。	①空き家バンク ⇒年間成約数40件以上 ②特定空家は法に基づく措置を強化し強制代執行を行う。 ⇒1棟 ・空き家管理活用支援法人 ⇒1団体以上の指定 ③古民家再生活用事業 ⇒新たに官民が連携した事業を1件以上推進する。
				(取り組む目的) 年々増加している空き家に対し新たな活用や適正管理を指導することで、地域住民の生活環境の保全に努めつつ、空き家を地域資源ととらえ、それらを活用することによる市外からの人の来訪につなげる。 (現状分析) ①空き家バンクの成約実績 令和3年度⇒31件、令和4年度⇒39件、令和5年度⇒36件、空き家成約実績は40件弱で推移している。登録件数は年々増加している。 ②特定空家 令和3年度⇒約130棟、令和4年度⇒約150棟、令和5年度⇒約215棟 ③古民家再生活用事業 ⇒5棟開業 中古民家を活用したホテル事業は全国的にも先進事例として各界で取り上げられており、国等各種機関の視察もあり本市のPR効果が大きい。 県外からの利用客も多いことから、本市の観光振興にも寄与している。 (課題) 人口減少社会が進む中では、各種施策を実施しても管理不全空家が増加することが見込まれる。その様な状況では、所有者不明のケースが増加するなど、対応困難な事例が増える可能性がある。	(達成された状態) 関係人口が増加し、地域が活性化する。また、地域の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空き家が減少する。 (手段・行程) ①空き家バンク 物件登録のオンライン化による手続きの簡素化及び、空き家の管理活用の促進に向けた関係団体や地域との連携強化による空き家登録の推進等を行う。 ②特定空き家対策 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正による新制度である、空き家管理活用支援法人の指定による関係業界との連携強化や、所有者不存在空き家に対する財産管理制度の活用、管理不全空き家への指定などにより周囲に悪影響を及ぼすまでに空き家の有効活用や適正管理に向けて事業を推進する。 ③古民家等再生活用事業 空き家となった歴史的資源を活用する事業としては、観光振興及びPR効果を含め有効的であることから、第3次空き家計画の策定に向け、民間事業者との連携強化、地域の関係団体との調整など、空き家の解消とまちの賑わい創出、地域の観光・産業の振興を推進します。

◎部局目標7	関連の施策・基本事業No	4-3・①			
安心・安全でスムーズに移動できるよう、道路網の機能強化を目指します。	道路整備の推進を図る	〈これまでの経緯〉 道路改良事業として交付金を活用し、市内5路線の道路改良を実施してきた。 〈取り組む目的〉 安全な道路空間を構築するとともに、幹線道路や拠点等へのアクセス強化となる道路ネットワークの整備を推進することにより、地域住民の安全性と利便性の向上を図る。 〈現状分析〉 5路線のうち、3路線は完了しており、残り2路線(市道西明寺緑ヶ丘線、市道依那古友生線外2線)の令和6年度完了を目指す。 〈課題〉 令和6年度に事業完了できるよう、工程計画をしっかりと管理する。	〈目標数値〉 2路線(市道西明寺緑ヶ丘線、市道依那古友生線外2線)の令和6年度事業完了を目指す。 〈達成された状態〉 道路ネットワークの整備により地域住民の安全性と利便性の向上が図られる。 〈手段・工程〉 コスト縮減に努めるとともに事業完了に向け、計画的に工事を実施する。	▶	
◎部局目標8	関連の施策・基本事業No	4-3・②			
安心・安全でスムーズに移動できるよう、道路網の機能強化を目指します。	橋梁維持修繕の推進を図る	〈これまでの経緯〉 橋梁修繕が必要な橋梁134橋に対し、必要な修繕措置を行ってきた。 〈取り組む目的〉 伊賀市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の事後保全から予防保全への転換を図り、橋梁の長寿命化並びに維持管理費用の縮減を図る。 〈現状分析〉 134橋のうち、113橋の修繕措置を完了している。 〈課題〉 持続可能な維持管理に向け、コスト縮減が課題である。	〈目標数値〉 修繕が必要な5橋の修繕工事を実施する。 〈達成された状態〉 橋梁修繕により、利用者への安全性や信頼性が確保され、安定した道路サービスの提供が可能となる。 〈手段・工程〉 コスト縮減に努め、5橋の修繕工事を実施する。(新堂駅跨線橋は、令和7年度も継続実施)	▶	
◎部局目標9	関連の施策・基本事業No	—			
市民が安心して暮らせる街づくりを目指します。	グリーンベルトを設置し、道路の交通安全対策の推進を図る	〈これまでの経緯〉 令和6年度より新規事業として着手する。 〈取り組む目的〉 児童等が通学等に利用する道路にグリーンベルトを設置し、交通安全対策の推進を図る。 〈現状分析〉 市内でのグリーンベルト対策路線は、ゼロである。 〈課題〉 自動車運転者等に対して注意を促すため、長期間に事業を実施するのではなく、集中的に整備を行う必要がある。	〈目標数値〉 12路線のグリーンベルト設置を実施する。 〈達成された状態〉 グリーンベルトにより、通学路であることを自動車運転者等に対して意識付けし、歩行者優先の安心な道路空間が確保できる。 〈手段・工程〉 学校、地域等と連携し、地域全体で交通安全の意識を共有し、整備効果の引き上げを行う。	▶	